

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	佐賀県教育委員会会議規則			法令番号	昭和31年佐賀県教育委員会規則第13号		
手続名	教育委員会の傍聴の禁止			根拠条項	第5条第3項		
処分基準	<p>教育委員会の傍聴の禁止は次のいずれかに該当する者に行う。</p> <p>① 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>② 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>③ 前2号のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	教育庁	交付機関	教育庁	目次 No.
	2 弁明の機会の付与	機関	教育総務課	機関	教育総務課		2